

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：人事院 _____

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.7%
全職員	73.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	94.2%
本省課室長相当職	95.9%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.9%
係長相当職	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.5%
31～35年	81.5%
26～30年	91.2%
21～25年	89.2%
16～20年	91.0%
11～15年	91.1%
6～10年	93.4%
1～5年	98.2%

【説明欄】

- ・再任用短時間勤務職員及びパートタイムの非常勤職員等については、その者の勤務時間に応じた職員数を換算した。また、1か月のうち勤務日が1、2日など、当月のごく一部のみ勤務する職員については、算定の対象に含めていない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」や各「役職段階」において、男女の給与に差異が出ている要因としては、各職務の級における男女の在職者の割合の差異のほか、給与の一部として支給されている「扶養手当」が世帯主である男性に支給されている場合が多いこと等が考えられる。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において、男女の給与に差異が出ている要因としては、相対的に賃金水準が高い再任用職員及び任期付職員においては男性職員の割合が高くなっており、相対的に賃金水準が低い非常勤職員においては女性職員の割合が高くなっていることが考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。